

香川県報



第 86 号

平成 17 年

11月 1 日(火曜日)

目次

告示

●平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部改正

（健康福祉総務課）

一

●平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市及びさぬき市における民生委員協議会の区域）の一部改正）

（道路保全課）

二

公告

落札者等の公示

（県立病院課）

二

教育委員会規則

●事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

●香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則

警察本部公告

落札者等の公示

八

選挙管理委員会告示

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告（三件）

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した施設についての名称の変更があった旨の報告

地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の三分の一の数

九

監査委員公表

監査結果に基づく措置の公表

告示

香川県告示第六百八十一号

平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部を次のように改正し、平成十七年十月十一日から適用する。

平成十七年十一月一日

香川県知事

真鍋

武紀

「観音寺市

一〇〇」を

「観音寺市

一四五」に、

「大野原町

二六

「豊中町

三三」を

「豊中町

三三」に、

「豊浜町

一九

「財田町

一五」を

「財田町

一五」に改める。

香川県告示第六百八十二号

平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市及びさぬき市における民生委員協議会の区域）の一部を次のように改正し、平成十七年十月十一日から適用する。

平成十七年十一月一日

香川県知事

真鍋

武紀

表観音寺市の部伊吹地区の項の次に次のように加える。

大野原地区	大野原町海老濱、有木、田野々、内野々、井関、萩原、大野原、花稻、中姫、丸井、福田原及び青岡
豊浜地区	豊浜町和田浜、姫浜、和田及び箕浦

香川県告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月一日から同月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 多度津丸亀線（二百五号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字奥白方一三三二番一 地先から	一五・三		平成十四年 香川県告示 第三百八十 一号で変更 した区域の 一部
仲多度郡多度津町大字奥白方一三三二番一 地先まで	三三・八	五三三	

四 供用開始の期日 平成十七年十一月一日

公 告

香川県公告第六百十五号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年十一月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 全身用X線CT装置 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十七年九月三十日

五 落札者の氏名及び住所 東芝メディカルシステムズ株式会社高松営業所 高松市寿町一丁目三番三号

六 落札金額 二八、三五〇、〇〇〇円

（消費税及び地方消費税一、三五〇、〇〇〇円を含む。）

七 入札公告日 平成十七年八月五日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七 八三二 三三二〇

教育委員会規則

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十八号

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

事務委任施設管理運営規則（平成十六年香川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「使用」を「利用」に改め、同条第三号中「開設」を「開催」に改め、同条第四号中「使用」を「利用」に改める。

第六条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「をしよう」を「に係る条例第七条の二前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けよう」に、「使用しようとする日までに、都市公園運動施設使用申請書」を「都市公園運動施設利用申請書」に、「香川県教育委員会」を「教育委員会」に、「使用の許可を受けなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項中「運動施設の使用の許可」及び「その許可」を「利用許可」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項の規定にかかわ

らず、運動施設を専用使用以外で個人で使用しよう」を「運動施設を個人使用により利用しよう」に、「第二号様式」を「第三号様式」に、「第三号様式」を「第四号様式」に、「使用する」を「当該運動施設を利用する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 利用許可には、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第七条の二後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、都市公園運動施設利用変更申請書（第二号様式）を当該公園の長に提出しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、変更許可について準用する。

第七条中「第四号様式」を「第五号様式」に改める。

第八条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「第六条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「都市公園運動施設使用中止届（第五号様式）」を「都市公園運動施設利用中止届（第六号様式）」に改める。

第九条中「第六号様式」を「第七号様式」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第十条中「として香川県教育委員会」を「として教育委員会」に改める。

第十一条第一項中「使用者」を「利用者」に、「使用できなく」を「利用することができなく」に改め、同条第二項中「使用する」を「利用する」に、「使用日」を「利用日」に改め、同条第三項中「使用日」を「利用日」に改める。

第十二条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「第六条第一項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第一号中「この」を「都市公園法、条例、香川県都市公園規則若しくはこの」に改め、同条第二号中「第六条第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同条第四号中「第六条第四項」を「第六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十五条を第十六条とする。

第十四条第一項中「使用者」を「利用者」に、「使用の許可」を「利用許可若しくは変

更許可」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第二項中「を利用する者は、当該都市公園」を削り、「、備品等」を「又は器具」に、「ときを」を「者」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条の見出し中「入場」を「入園」に改め、同条中「運動施設」を「都市公園」に「入場」を「入園」に、「退場」を「退去」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（原状回復）

第十三条 利用者は、運動施設の利用を終了したとき、又は前条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに当該運動施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項の規定による原状回復をしたときは、その旨を当該公園の長に届け出て、その点検を受けなければならない。

第一号様式中「都市公園運動施設使用申請書」を「都市公園運動施設利用申請書」に

氏名 （ふりがな） 団体にあっては、その名称及び代表者氏名 生年月日 年 月 日

氏名 （ふりがな） 団体にあっては、その名称及び代表者氏名 「使用したい」を「利用したい」に

申込番号	受付（利用者）番号
使用目的	

利用目的	
------	--

「使用区分」を「利用区分」に	「	「
	有料（ ）円	入場料の有無
	無料	有 無 （最高額 円）

「使用期間」を「利用期間」、「使用時間」を「利用時間」、「使用施設」を「利用施設」と改める。

第六号様式を第七号様式とし、第五号様式の次に次の二様式を加える。

第6号様式(第8条関係)

都市公園運動施設利用中止届

年 月 日

香川県総合運動公園所長
香川県立丸亀競技場長 殿

届出者 住所 〒

(ふりがな) (団体にあっては、その
氏名 名称及び代表者氏名)

連絡先 (電話)

年 月 日付けで許可のあった(香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場)の運動施設の利用について、その利用を中止したいので、事務委任施設管理運営規則第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可済の内容	利用目的	
	利用日時	
	利用施設	
中止の理由		
備考		

第五号様式を削る。
第四号様式中

受付(利用者)番号	
使用目的	

利用目的	
------	--

「使用区分」を「利用区分」に

有料()円	
無料	

を

入場料の有無	無
有(最高額 円)	無

「使用期間」を「利用期間」に、「使用時間」を「利用時間」に改め、同様式を第五号様式とす。

第三号様式表紙裏面中「使用施設名」を「利用施設名」に改め、同様式表紙裏面中「使用」を「利用」に改め、同様式表紙裏面中「使用施設名」を「利用施設名」に改め、同様式を第四号様式とす。

第二号様式表面中「使用施設名」を「利用施設名」に改め、同様式裏面中「用途」を「利用」に改め、同様式を第三号様式とし、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式（第6条関係）

都市公園運動施設利用変更申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長
香川県立丸亀競技場長 殿

申請者 住 所 〒

(ふりがな) (団体にあっては、その
氏 名 (名称及び代表者氏名))

連絡先 (電話)

年 月 日付けで許可のあった（香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場）の運動施設の利用について、その利用を変更したいので、事務委任施設管理運営規則第6条第4項の規定に基づき、次のとおり申請します。

許可済の内容	利用目的			
	利用日時			
	利用施設			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後	
変更の理由				
備考				

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第一号様式から第四号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。

公安委員会規則

香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月一日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十七号

香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則

香川県警察職員互助会設置規則（平成十三年香川県公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「、休職」を削り、同条第三号中「体育及び」を削り、同条第四号中「及び記念旅行」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察本部公告

香川県警察本部公告第十五号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条第一項の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年十一月一日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

一 借入件名及び数量 交通管制センター中央装置 一式

二 契約の相手方の決定方法 一般競争入札

三 落札者決定日 平成十七年十月二十一日

四 落札者の名称及び住所 住商リース株式会社四国支店 高松市番町一丁目六番一号

五 落札金額 九四、四七六、九 円

六 入札公告日 平成十七年九月九日

七 担当課 郵便番号七六〇 八五七九 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県警察本部

交通部交通規制課 電話番号〇八七 八三三 〇一一〇

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十月十日その指定を取り消した旨観音寺市選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年十一月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
観音寺共同福祉施設	観音寺市坂本町一丁目一番一号

香川県選挙管理委員会告示第九十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十月十日その指定を取り消した旨大野原町選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年十一月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
大野原町スポーツセンター	三豊郡大野原町大字大野原一九九四番地
大野原町総合福祉会館集会・娯楽室	三豊郡大野原町大字萩原乙一三九番地一

香川県選挙管理委員会告示第九十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十月十日その指定を取り消した旨豊浜町選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年十一月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
豊浜町民体育館	三豊郡豊浜町大字和田浜二二六番地二
豊浜町福祉会館内（児童館）	三豊郡豊浜町大字和田浜一五四四番地一
豊浜南部集会所	三豊郡豊浜町大字和田甲四九三番地一
豊浜西部集会所	三豊郡豊浜町大字箕浦甲一九三五番地九

香川県選挙管理委員会告示第九十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十七年十月十一日次の施設を指定した旨観音寺市選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年十一月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
観音寺共同福祉施設	観音寺市坂本町一丁目一番一号
観音寺市大野原スポーツセンター	観音寺市大野原町大野原一九九四番地
観音寺市大野原総合福祉会館（集会・娯楽室）	観音寺市大野原町萩原乙一三九番地一
観音寺市豊浜南部集会所	観音寺市豊浜町和田甲四九三番地一
観音寺市豊浜児童会館（観音寺市豊浜福祉会館内）	観音寺市豊浜町和田浜一五四四番地一
観音寺市豊浜西部集会所	観音寺市豊浜町箕浦甲一九三五番地九

香川県選挙管理委員会告示第九十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十月十三日その名称の変更があった旨高松市選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年十一月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
新 高松市塩江町多目 的研修集会施設	高松市塩江町中下 所多目的研修集会 施設
旧 高松市塩江町中下 的研修集会施設	高松市塩江町安原上東二三四番地一

香川県選挙管理委員会告示第九十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十九条第二項の規定による選挙人名簿の引継ぎに伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十七年十一月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

県議会議員各選挙区における三分の一の数

観音寺市選挙区 一七、九九四人

監査委員公表

香川県選挙管理委員会告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成十七年十一月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦
監査委員 堀田 隆彦
堀田 隆彦
堀田 隆彦

同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 健康福祉部(病院事業会計)
- 2 監査対象年度 平成16年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 状 況
<p>ア 宿日直手当の支給に当たり、宿日直手当の支給に当たり、超過勤務時間を控除した宿日直時間が5時間未満であるにもかかわらず、5時間以上として誤って支給しているため、正当額との差額との差額分を返納させる必要がある。(中央病院)</p> <p>イ 特殊勤務手当の支給に当たり、特殊勤務手当の支給に当たり、勤務実績の認定を誤って支給しているため、正当額との差額との差額分を返納させる必要がある。(中央病院)</p>	<p>平成17年8月に返納済みである。</p>
<p>検討指示事項</p> <p>委託事業において、特別な技術・設備又は高度な専門的知識を必要とすることなどから、業務委託に当たっては多くを随意契約としているが、病院間で共通する事業については一元的に契約することを含め、契約の競争性、公平性、透明性の確保の観点からその方法を見直す必要がある。(全病院)</p>	<p>業務委託に当たっては、これまでも公平性、経済性の観点から競争原理の導入に努めてきたところである。今後、病院間で共通する事業についての契約方法について検討するとともに、これまで随意契約としていた場合でも随意契約によらず競争性のある契約方法が取れないのかを前例や経緯、既成概念にとらわれず検討し、順次、契約方法の見直しを図りたい。</p>

